別表七㈣の表中「所得金額差引計（別表四「37の①」）－(7)」を「所得金額差引計（別表四「38の①」）－(7)」に改める。

別表七の二の表中「更生欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「9」の合計）／民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「21」の合計）」を「更生欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表四「9」の合計）／民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表四「21」の合計）」に、「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再欠損金及び解散の場合の欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表四「10」の合計）」を「生等」を「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金及び解散の場合の欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表五「10」の合計）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の９（第４項を除く。）(連結欠損金の繰越し)」を削り、同第四号中「「翌期繰越額　(1)－((3)＋各連結法人の別表七の二付表四「18」の合計)　(5)　及び　(2)－((4)＋各連結法人の別表七の二付表四「15」の合計)　」」を「「(5)のうち特定連結欠損金額　(1)－((3)＋各連結法人の別表七の二付表五「18」の合計)　(5)　及び　(2)－((4)＋各連結法人の別表七の二付表五「15」の合計)　」」に、「「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額　(別表七の二付表二「３の計」－各連結法人の別表七の二付表四「30」の合計)　(8)」を「「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額　(別表七の二付表二「19の計」＋各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計)　(8)」に改め、同号②中「「減算額　(別表七の二付表二「19の計」＋各連結法人の別表七の二付表三「30」の合計)　⑽」を「「減算額　(別表七の二付表二「19の計」＋各連結法人の別表七の二付表四「30」の合計)　⑽」に改める。

別表七の二付表一の表中「連結所得金額控除限度額　(1)×50、55、60、65又は100／100」を「連結所得金額控除限度額　(1)×50、55、60又は100／100」に改め、同表の記載要領第１号中「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の９第１項（連結欠損金の繰越し）」を削り、「及び法第81条の９第６項」を「、同条第６項」に改め、「連結欠損金個別帰属額を計算する場合」の次に「(連結確定申告をする場合に限る。)又は仮決算による連結中間申告をする場合（法第81条の31第５項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項の規定により還付の請求をする場合に限る。第６号において同じ。)」を加え、同第二号中「別表七の二付表三「９」又は」を「別表七の二付表四「９」又は」に、「「調整前当期控除額　(当該発生連結事業年度の⑽と(別表四の①」－(別表七の二付表三「45の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額)のうち少ない金額)　⑾」を「「調整前当期控除額　(当該発生連結事業年度の⑽と(別表四の二付表「45の①」－(別表七の二付表四「９」＋「21」)－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額)のうち少ない金額)　⑾」に改め、同第三号中「「連結所得金額控除限度額　(1)×50、55、60、65又は100／100　(2)」を「「連結所得金額控除限度額　(1)×50、55、60又は100／100　(2)」に、「「、55、60、65又は100」を「「、55、60又は100」」に、「「、60、65又は100」」を「「、60又は100」」に、「平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する」を「平成29年４月１日前に開始した」に、「「、65又は100」」を「「又は100」」に改め、「、平成28年４月１日前に開始した連結事業年度で中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度にあつては「50、55、60、」及び「又は100」を消し」を削り、「「50、55、60、65又は」」を「「50、55、60又は」」に改め、同第四号中「別表七の二付表三「12」」を「別表七の二付表四「12」」に、「「控除未済連結欠損金個別帰属額　((前期の⑳又は㉘)又は別表七の二付表二「21」)－別表七の二付表三「30」)　(9)　及び　」」を「「控除未済連結欠損金個別帰属額　((前期の⑳又は㉘)又は別表七の二付表二「21」)－別表七の二付表四「30」)　(9)　及び　」」に、「「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額　((前期の⑭又は別表七の二付表二「21の内書」)－別表七の二付表三「27」)　⑽」を「「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額　((前期の⑭又は別表七の二付表二「21の内書」)－別表七の二付表四「27」)　⑽」に改め、同第五号中「別表七の二付表四「12」」を「別表七の二付表五「12」」に、「「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　⑽－((13)＋別表七の二付表四「15」)